

3人以上なら手数料無料の「班」がお得です！

班【班員全員分を一箇所にお届け】

- 1 3人以上のグループで始められます。
商品の受け取りから仕分けを通して、ご近所とのコミュニケーションが深まります。
- 2 配達手数料は無料です。

班の利用基準とお約束

班は地域の身近な協同・助け合いの場。
同時に「まとめて利用することによって安全・安心を最も安く利用するしくみ」でもあります。
そのためにも「班の利用基準と約束」をつくっています。

1 班の利用基準

- ①班は3世帯以上で。
- ②班の利用人数は3人以上を目指しましょう。
班員さんが3人に満たない場合は、班へのお誘いを職員がお手伝いします。気軽に声を掛けてください。

2 班の約束

- ①班長さんを決めてください。
- ②注文書は前日までに班長さんに届けましょう。
- ③商品の荷受・仕分けはみんなでしましょう。
班は「おたがいさま」の気持ちを大切に進めていきましょう。

こんな活動をしています
みなさんの参加を
お待ちしております！



組合員さんは どなたでも参加できます 班長・組合員の つどい

つどいは全組合員さんが対象です。
年に2回(春と秋)開かれます。生協からのお知らせ・試食など交流しながらご要望やご意見をうかがう会です。
班長さんを通じてお知らせしたり共同購入の配布物でご案内します。



試食を囲んで
おしゃべりしましょう。

班会議

年1回は開催しましょう。班のみなさんのご意見ご要望をお聞かせ下さい。
参加された方には、1人250円分のコープ商品の試食をお届けします。
※いただいたご意見は「班会報告書」でお寄せください。

困っているあなたを みんなで支えます たすけあいグループ

グループ会員同士の助け合いです。
簡単なお世話や家事支援、話し相手など、ボランティアの気持ちで困っている会員のお手伝いをします。援助活動ができなくても趣旨に賛同していただける方はぜひ会を支える賛助会員として加入して下さい。
お申し込みは事務局まで。

各種委員会

「食と商品」「環境」「福祉」「平和・ユニセフ」の4つの委員会があります。各委員が中心となり組合員を対象にした学習会や試食会、講習会などを立案、企画し、開催しています。
あなたも一緒に活動してみませんか？

事務局

コープあきた本部(組織部)

TEL:018-846-2515/FAX:018-845-9143

受付時間

9:30~18:00(土・日・祝日は除く)

お一人なら「個人宅配」、お二人なら「二人個配」が便利です!

個人宅配【ご自分の商品だけがご自宅へ】

- 1 おひとりでご利用いただけます
- 2 配達手数料は1回200円(消費税込み)です。
※お買い物のご利用がなく、商品配達のない場合は50円(消費税込み)となります


- 3 お留守でもご指定の場所にお届け
ご指定の場所にお届けいたします。
冷蔵・冷凍品は、蓄冷剤・ドライアイスと一緒に保冷箱に入れてお届けします。

二人個配【おふたりの分を1箇所にお届け】

- 1 おふたりでご利用いただけます
- 2 配達手数料は1回おひとり100円(消費税込み)です。
※お買い物のご利用がなく、商品配達のない場合は50円(消費税込み)となります。



※配達料金は、消費税込みです。

 個配手数料がお安くなるサービスがあります。	個人宅配		二人個配		班
	利用人数:1人		利用人数:2人		利用人数 3人以上
	配達手数料 (配達がある)	配達手数料 (配達がない)	配達手数料 (配達がある)	配達手数料 (配達がない)	
通常配達手数料	200円	50円	100円	50円	無料
優遇適用の場合	半額 100円	50円			

子育て応援個配配達手数料値引き適用

6歳未満のお子様をお持ちのママ

※6歳未満…満5歳までが対象です。
満6歳からは適用外となります。

最長6年

またはこれからママになる**マタニティ**のあなた

※ご利用の際には「母子手帳」をご呈示ください。

高齢者・障がい者個配配達手数料優遇適用

高齢者 適用条件

満70歳以上のお1人暮らし、又はご夫婦2人暮らしで、「保険証」「年金手帳」「免許証」のいずれかをご呈示いただける方が対象です。

障がい者 適用条件

ご家族の方との同居がご利用条件となります。ご本人様もしくは同居の親族の方が「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」をお持ちで、いずれかをご呈示いただける方が対象です。

介護個配配達手数料優遇適用

適用条件

要介護状態区分1～5の間で認定された組合員ご本人様または同一生計のご家族がいらっしゃる組合員で、要介護状態区分1～5を認定している有効期間内の「介護保険被保険者証」または「要介護認定・要支援認定結果通知書」をご呈示いただける方が適用対象です。ただし、組合員ご本人様が要介護認定を受けている場合は、身の回りの看護をする施設に居住しているかご家族が同居していることが適用条件です。

復興支援サービス適用

適用条件

- ① 罹災証明をお持ちの方で、応急仮設住宅、民間賃貸借上げ住宅、災害公営住宅にお住まいの方。
- ② お住まいが「震災時原発警戒区域」になり、避難されてきた方が対象となります。
- ③ 罹災証明をお持ちの方で、自宅が被害に遭った方。

各種優遇制度のご案内

※配達手数料優遇制度の内容は、予告なく変更・廃止になる場合があります。